

議案第108号関連資料
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、給付金を支給しようとするものです。

2 事業の概要

項目	内容
給付金の名称	子育て世帯への臨時特別給付金
対象者	次のいずれかの児童を養育している者に支給します。 ① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童 ② 9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童 ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 ※ ①～③ともに、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯(配偶者及び児童2人を扶養親族等に行っている場合)は対象外。
給付額	児童一人当たり5万円
対象件数(見込)	世帯数 30,000世帯 児童数 51,000人
支給日	令和3年12月27日(予定) 申請が必要となる、児童が高校生以上の世帯等については、申請受付後、速やかに支給します。
予算	給付金 2,550,000千円 事務費 12,000千円
財源	国庫補助金(10/10)

3 実施スケジュール(予定)

日程	内容
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で広報 対象者へ支給案内を送付 申請受付開始 給付金の支給開始